

チントサイト		サイト	昭和 年 月 日から 日まで	日
--------	--	-----	----------------------------	---

を

チントサイト		サイト	年 月 日から 日まで	日
バンガロー	宿 泊	棟	年 月 日から 日まで	日
	休 憩	棟	年 月 分から 時まで	日

に

改める。

様式第三号中「第7条関係」を「第6条関係」に

チントサイト		サイト	年 月 日から 日まで	を
--------	--	-----	----------------------	---

チントサイト		サイト	年 月 日から 日まで	
バンガロー	宿 泊	棟	年 月 日から 日まで	
	休 憩	棟	年 月 分から 時まで	

に改める。

様式第四号中「第8条関係」を「第7条関係」に改め、「昭和」を「殿」を「様」に改める。

様式第五号中「第11条関係」を「第10条関係」に改め、「昭和」を「殿」を「様」に改める。

附 則

この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

告 示

示

島根県告示第二百四十三号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第七十八条第一号の規定に基づき告示する。

平成十五年三月二十四日

島根県知事 澄 田 信 義

事業者の名称	指定した事業	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
山口整形平田診療所	訪問看護 居宅療養 管理指導	山口整形平田診療所	平田市平田町三 三五三番地	平成十五年一月 六日

島根県告示第二百四十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、安来市土地改良区の定款変更を平成十五年三月十一日付けで認可した。

平成十五年三月二十四日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県告示第二百四十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第五十四条第三項の規定により、出雲市土地改良区理事長から木村地区における換地処分を平成十五年三月七日付けで行った旨の届出があったので、同条第四項の規定により告示する。

平成十五年三月二十四日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県告示第二百四十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定に基づき、県営土地改良事業計画を決定したので、同条第五項の規定により次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、当該事業の利害関係人で当該事業計画に異議のあるものは、縦覧期間満了後十五日以内に申し出らるたい。

平成十五年三月二十四日

島根県知事 澄 田 信 義

一 縦覧に供する書類の名称

内馬地区用排水施設事業（県営ため池等整備事業）計画書の写し

二 縦覧の期間

告示の日から二十一日間

三 縦覧の場所

東出雲町役場

島根県告示第二百四十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三十二条の二第一項の規定により、次のとおり工事完了の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成十五年三月二十四日

島根県知事 澄 田 信 義

事業主体名	事業名	完了年月日
出雲市土地改良区	木村地区区画整理事業 (基盤整備促進事業)	平成十五年三月五日

島根県告示第二百四十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により保安林の指定をするので、同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成十五年三月二十四日

島根県知事 澄 田 信 義

一 保安林の所在場所

簸川郡大社町大字遙堪字樽戸谷一八四六の一から一八四六の四まで、一八四七、一八四七の一、一八四八から一八五二まで、一八五四の一、一八五四の二、一八五五から一八六一まで、一八六二の一、一八六二の二、一八六三、一八六四、一八六七、字鎌代一八八二

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び大社町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第二百四十九号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十五年三月二十四日

島根県知事 澄 田 信 義

一 保安林予定森林の所在場所

仁多郡仁多町大字高尾一九七〇の一

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

一 立木の伐採の方法

1 主伐にかかる伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市

町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

二 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び仁多町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第二百五十号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

平成十五年三月二十四日

島根県知事 澄 田 信 義

一 保安林予定森林の所在場所

那賀郡金城町大字追原五〇五、五〇九

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐にかかる伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市

町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び金城町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第二百五十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第二項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成十五年三月二十四日

島根県知事 澄 田 信 義

一 解除に係る保安林の所在場所

八束郡美保関町大字雲津五八三の四から五八三の六まで

二 保安林として指定された目的

魚つき

三 解除の理由

急傾斜地崩壊防止施設用地とするため

島根県告示第二百五十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第二項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成十五年三月二十四日

島根県知事 澄 田 信 義

一 解除に係る保安林の所在場所

八束郡美保関町大字諸喰一三四〇の九から一三四〇の一一まで

- 二 保安林として指定された目的
魚つき
- 三 解除の理由
林道用地とするため

島根県告示第二百五十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成十五年三月二十四日

島根県知事 澄 田 信 義

- 一 解除に係る保安林の所在場所
飯石郡掛合町大字波多一七九二の二二、一七九二の一三
- 二 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 三 解除の理由
農道用地とするため

島根県告示第二百五十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成十五年三月二十四日

島根県知事 澄 田 信 義

- 一 解除に係る保安林の所在場所
飯石郡掛合町大字穴見七三二の二六、七四四の二、七四四の五、七四四の六、七四五の二、七四五の七

- 二 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 三 解除の理由
農道用地とするため

島根県告示第二百五十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成十五年三月二十四日

島根県知事 澄 田 信 義

- 一 解除に係る保安林の所在場所
飯石郡頓原町大字角井一八二七の一八から一八二七の二八まで
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 解除の理由
土地改良事業用地とするため

島根県告示第二百五十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成十五年三月二十四日

島根県知事 澄 田 信 義

- 一 解除に係る保安林の所在場所
飯石郡頓原町大字角井一八三二の八から一八三二の一〇まで
- 二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備
 三 解除の理由
 土地改良事業用地とするため

島根県告示第二百五十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成十五年三月二十四日

島根県知事 澄 田 信 義

一 解除に係る保安林の所在場所
 飯石郡頓原町大字角井一八三二の一、一八三二の二
 二 保安林として指定された目的
 土砂の流出の防備
 三 解除の理由
 道路用地とするため

島根県告示第二百五十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成十五年三月二十四日

島根県知事 澄 田 信 義

一 解除に係る保安林の所在場所
 飯石郡頓原町大字角井一八三二の一三
 二 保安林として指定された目的
 土砂の流出の防備

三 解除の理由
 水道事業用地とするため

島根県告示第二百五十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成十五年三月二十四日

島根県知事 澄 田 信 義

一 解除に係る保安林の所在場所
 飯石郡頓原町大字頓原村六二二の二から六二二の四まで
 二 保安林として指定された目的
 土砂の流出の防備
 三 解除の理由
 土地改良事業用地とするため

島根県告示第二百六十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成十五年三月二十四日

島根県知事 澄 田 信 義

一 解除に係る保安林の所在場所
 飯石郡頓原町大字頓原村二六七〇の三、二六七二の一から二六七二の一四まで
 二 保安林として指定された目的
 水源のかん養
 三 解除の理由

土地改良事業用地とするため

島根県告示第二百六十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成十五年三月二十四日

島根県知事 澄 田 信 義

一 解除に係る保安林の所在場所

飯石郡頓原町大字頓原村二六七五の七

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路用地とするため

発電施設用地とするため

島根県告示第二百六十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成十五年三月二十四日

島根県知事 澄 田 信 義

一 解除に係る保安林の所在場所

邇摩郡仁摩町大字大國町字アサアルキ三九二九の七

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

島根県告示第二百六十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成十五年三月二十四日

島根県知事 澄 田 信 義

一 解除に係る保安林の所在場所

簸川郡多伎町大字多岐一六二三の六、大字久村一五三の五、一三九五の七、二三九六の六

二 保安林として指定された目的

風害の防備

三 解除の理由

ダム用地とするため

島根県告示第二百六十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成十五年三月二十四日

島根県知事 澄 田 信 義

一 解除に係る保安林の所在場所

隠岐郡西郷町大字中村字北平八九七の二

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

島根県告示第二百六十五号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第一百二十二条第一項の規定による同意があったと認められたので、同法第一百二十二条の二第三項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和二十七年農林省令第十八号）第二十六条の三の規定により告示する。

平成十五年三月二十四日

島根県知事 澄 田 信義

西ノ島町加入区（浦郷漁業協同組合）

島根県告示第二百六十六号

卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第六条第一項及び第二項並びに卸売市場法施行令（昭和四十六年政令第二百二十一号）第五条の規定により、島根県卸売市場整備計画（第七次計画）を平成十五年三月十二日に定めたので別冊のとおり公表する。

平成十五年三月二十四日

島根県知事 澄 田 信義

別冊は、掲載を省略し、島根県しまねブランド推進室及び水産振興課、隠岐支庁、各農林振興センター並びに各水産事務所に備え置いて縦覧に供する。

島根県告示第二百六十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画法事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成十五年三月二十四日

島根県知事 澄 田 信義

一 施行者の名称

大田市

二 都市計画法事業の種類及び名称

大田市計画公園事業

八・六・一号 石見銀山公園

三 事業施行期間

昭和五十一年一月二十三日から平成十七年三月三十一日まで

四 事業地

(一) 収用の部分

- 字 権現下タ、字 片山、字 カクシ、字 権現上ミ、字 権現平、
 - 字 権現ノ上ミ、字 奥谷前、字 休谷ナメシ谷西平、字 休谷ナメラ谷西平、
 - 字 大谷下モ惣太夫平、字 大谷居宅上エ、字 大谷元山師木屋ノ上エ、
 - 字 大谷龍源寺山上、字 大谷下モ寺ノ上 字 大谷下モ元屋敷上エ、
 - 字 アタコノ下タ、字 出シ辻、字 大谷下元屋敷ノ上エ、字 立店ロ、
 - 字 枳畑谷、字 枳畑谷下組畑ケ中上、字 引接堂、字 アタゴノ下タ、
 - 字 枳畑谷下モ正徳上エ、字 クハンセラン山、字 甚光院、字 願勝寺、
 - 字 クハンラン山、字 クハセラン山、字 寺ノ上エ、字 西福寺、字 中曾根、
 - 字 新横担ノ上エ、字 隠居ノ上エ、字 長谷山、字 茂谷衛門屋敷、
 - 字 寶菜山ノ上エ、字 元屋敷ノ上エ、字 虎岸寺ノ上エ、字 仁玉門下タ、
 - 字 寺ノ下モ、字 妙本寺、字 寺ノウシロ、字 長福寺、字 元屋敷上エ、
 - 字 寺ノ上エヨリ後ロ、字 馬場西横相、字 西ノ横相道ノ下タ、字 練尾、
 - 字 佛ヶ谷、字 枳畑谷練尾、字 枳畑佛ヶ谷、字 元西向寺、字 妙本寺ノ上エ、
 - 字 枳畑谷三味線山、字 枳畑谷元泉山、字 枳畑井戸ツリ、字 井戸ツリ、
 - 字 昆布山谷、字 枳畑谷東平、字 元西向寺昆布山寺、字 枳畑谷居宅上エ、
 - 字 枳畑谷吹屋後ロを追加する。
- (二) 使用の部分
なし

公 告

平成十五年島根県歯科技工士試験に合格した者の受験番号は、次のとおりである。
平成十五年三月二十四日

一 二 三 四 五 六 七 八 九

島根県知事 澄田信義

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第三項において準用する同法第五十三条の二の三第一項の規定に基づき、県営土地改良事業荒茅地区において樹立する換地計画に関し、次の従前の土地は、地積を特に減じて換地を定め又は換地を定めないう土地として指定したので、同条第二項において準用する同法第五十三条の二第三項の規定により公告する。

平成十五年三月二十四日

島根県知事 澄田信義

一 従前の土地の表示

(一) 地積を特に減じて定める土地

出雲市	市郡	荒茅	大字	字	地番	地目	地積 (平方メートル)	特に減ずる地積 (平方メートル)	摘要
〃	〃	〃	〃	〃	二二五〇一	田	九六七	四四	
〃	〃	〃	〃	〃	二二一〇一	〃	八三	四二	
〃	〃	〃	〃	〃	二二一一三	〃	三四〇	三〇	
〃	〃	〃	〃	〃	二〇五三	〃	八六六	一二	
〃	〃	〃	〃	〃	二〇三〇一	〃	一四三二	二〇	

〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	荒茅	〃	下松	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
						以後							
二〇四一	二二五三十三	二二一六	二二六四一	二二〇六	一七六三	一七六四一	二二六一四	二二六四一	二〇六二	二二〇二	二二二六	二〇八一	二二七〇一三
〃	〃	〃	〃	田	畑	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
六〇二	七九八	五五一	二八三	六九五	五四六	二三五	四四四	八七五	六四二	九九五	一三八二	三七二	二二六九
九	四一	一五	四	二八	八	一九	二一	二一	二一	一四	二〇	一九	一八

〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	荒茅	下松寄	〃	〃	〃
										輪以後			
二〇三五―一	一九六九―一	二二五二―三	二〇三二―一	二二〇四	二二二四	二〇六四	二二七四	二二四四―三	二二二五	一七四五―一	二二〇八―一	一九八五―一	二二二五
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	田	〃	〃
三八七	一三四六	一五一	一四〇四	九〇四	五九六	九七四	二四五	八八	五三一	二二七	四六八	五二二	二六〇
二二	一九	二九	二〇	三五	五九	九八	一六	四五	七一	五八	五〇	三四	一五六

〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	荒茅	〃	下松寄	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
			〃	輪以後									
二二七二	二二八二―三	二二三五	一七五六―一	一七六一―二	二二六八―一	二二七五―五	二〇八三	二二八一―一	二二三二	二二七六―一	二二六四	二〇五九	一九七一―一
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
五四九	六一九	六四二	三一	三九	四二一	一四一九	三三九	三五六	六五八	八七	六〇九	一〇九〇	六一四
四三	七七	四三	一〇	三三	二八	二八	一九	六〇	九〇	五九	二九	一五	二四

〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	荒茅	下松寄	〃	〃	荒茅	〃	下松寄	〃	〃
						輪以後				〃	輪以後		
二二三二	二二三二	二二八五一	二二四八一	二〇八九	二〇七〇一	一七五一	二〇三九	二二三六	二二二二	一七五八一	一七六七一	二二六二	二二六三
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
一一六三	二五三	四〇三	三六三	九三七	八五三	六〇三	一〇二二	七〇八	九〇一	五八	七九八	五六二	一〇一七
三六	二二	八九	二五	一〇三	一二	三七	八二	六七	五九	四七	七九	七三	三一

(二) 換地を定めない土地

出雲市	町市郡	大字	字	地番	地目	地積 (平方メートル)	摘要
下松寄	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
輪以後	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
一七六二一二	〃	〃	〃	二二七六一	〃	二二四	九二
〃	〃	〃	〃	二二七二	〃	九六八	六六
〃	〃	〃	〃	二二八四一	〃	四八五	五四
〃	〃	〃	〃	二二〇七	〃	八一八	七〇
〃	〃	〃	〃	二二八三一	〃	二八四	四一
〃	〃	〃	〃	二二〇五	〃	六九二	一一
〃	〃	〃	〃	二二八〇一	〃	五四六	五七
〃	〃	〃	〃	二〇四五二	〃	四六六	六六
〃	〃	〃	〃	二二〇〇	〃	一〇二五	一四
〃	〃	荒茅	〃	二二四七一	〃	一〇一七	一四
〃	〃	下松寄	輪以後	一七四七	〃	九九二	八六

〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃
二〇七三一一	二〇七三一	二二〇五一	〃	〃	〃
〃	〃	〃	三三七	四九一	九六

二 指定年月日

平成十五年三月五日

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第二項の規定に基づき、次の基本測量は、平成十五年二月二十八日に終了した旨国土交通省国土地理院長から通知を受けたので、同条第三項の規定により公告する。

平成十五年三月二十四日

島根県知事 澄 田 信 義

一 作業種類

基本測量（国土調査および確定測量に伴う基準点測量、世界測地系への移行に伴う基準点改測作業）

二 作業期間

平成十四年五月二十日から平成十五年二月二十八日まで

三 作業地域

松江市・浜田市・出雲市・益田市・安来市・江津市・東出雲町・八雲村・玉湯町・八束町・広瀬町・伯太町・横田町・大東町・邑智町・石見町・弥栄村・三隅町・美都町・匹見町・六日市町地内

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定により、次の土地区画整理組合の事業計画の変更を認可したので、同条第四項の規定により公告する。

平成十五年三月二十四日

島根県知事 澄 田 信 義

一 土地区画整理組合の名称

江津市和木北部土地区画整理組合

二 事業施行期間

平成十一年八月三十一日から平成十八年三月三十一日まで

三 施行地区

江津市和木町の一部

四 事務所の所在地

江津市江津町一五二五番地

五 設立認可の年月日

平成十一年八月三十一日

六 変更認可の年月日

平成十五年三月二十四日

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定により、次の土地区画整理組合の事業計画の変更を認可したので、同条第四項の規定により公告する。

島根県知事 澄 田 信 義

一 土地区画整理組合の名称

川本町木路原土地区画整理組合

二 事業施行期間

平成元年八月八日から平成十八年三月三十一日まで

三 施行地区

邑智郡川本町大字川本の一部

四 事務所の所在地

邑智郡川本町大字川本五四五番地一

五 設立認可の年月日

平成元年八月八日
変更認可の年月日

平成十五年三月二十四日

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成十五年三月二十四日

島根県知事 澄 田 信 義

一 都市計画の種類

松江圏都市計画下水道

東出雲町公共下水道

二 縦覧場所

島根県土木部下水道推進課

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画変更の認可の告示（平成十五年三月十日中国地方整備局告示第二十九号）があったので、同法第六十六条の規定により、都市計画事業の施行について次のとおり公告する。

平成十五年三月二十四日

島根県知事 澄 田 信 義

一 都市計画事業の種類及び名称

松江圏都市計画及び広瀬都市計画下水道事業 六道湖東部流域下水道

二 施行者の名称

島根県

三 事務所の所在地

松江市東津田町 松江土木建築事務所

能義郡広瀬町 広瀬土木事務所
四 事業地

(一) 収用の部分

変更なし

(二) 使用の部分

変更なし

教育委員会規則

市町村立学校の教職員の勤務時間に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年三月二十四日

島根県教育委員会委員長 中 村 俊 郎

島根県教育委員会規則第四号

市町村立学校の教職員の勤務時間に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校の教職員の勤務時間に関する規則（平成元年島根県教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「含む同一週内とする。」を「起算日とする四週間前の日から当該勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする八週間後の日までの期間とする。」に改め、同項ただし書及び各号を削る。

第八条第二項中「教育職員休日休暇条例」を「条例第二十二条の九の規定によりその例によることとされる県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する条例（昭和三十一年島根県条例第三十六号）」に改める。

附 則

この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

毎週火・金曜日発行

平成十五年三月二十四日印刷
平成十五年三月二十四日発行

発行者
島
根
県

印刷所
松江市学園南町
松島陽根印刷所

定価一箇月 金二千四百二十円(送料共)